

柏市ひとり親家庭  
高等職業訓練促進資金貸付制度の手引き



柏市役所こども福祉課  
令和4年11月

# 目次

I . ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金について .....	3
1 . 貸付対象者	
2 . 対象資格	
3 . 貸付額	
4 . 利子	
5 . 貸付方法	
6 . 貸付期間	
7 . 償還の免除	
II . 貸付申請から決定について .....	6
1 . 貸付けの申請	
2 . 連帯保証人の選任	
3 . 申請書類の提出先	
4 . 貸付決定	
5 . 貸付契約	
III . 養成機関在学中の諸手続きについて .....	8
1 . 毎月提出が必要な書類	
2 . 随時提出が必要な書類	
IV . 養成機関卒業時～業務従事時の諸手続きについて .....	10
V . 業務従事後の諸手続きについて .....	11
1 . 毎月提出が必要な書類	
2 . 随時提出が必要な書類	
VI . 償還の猶予について .....	13
1 . 償還猶予期間	
2 . 償還猶予対象	
3 . 提出書類	

VII. 償還の免除について .....	1 5
1. 償還免除対象者	
2. 提出書類	
3. 業務の従事期間	
4. 免除額の計算	
5. 申告の義務	
VIII. 償還について .....	1 7
1. 償還対象	
2. 償還の方法	
3. 償還の期間	
4. 償還計画確約書の提出	
5. 利子	
6. 延滞利子	
IX. 提出先及び問い合わせ先 .....	1 9
X. 申請・届出等様式一覧 .....	2 0
XI. 基本的な流れについて（フローチャート） .....	2 1
1. 貸付申請から貸付交付（初回）までの流れ	
2. 養成機関在学中の貸付交付（2回目以降）の流れ	
3. 貸付け後の流れ（償還猶予・償還免除）	
4. 償還事由が発生した場合の流れ	

## I. ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金について

この制度は、高等職業訓練促進給付金（※）を活用して養成機関に修業し、資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金（以下「訓練促進資金」という。）を最大3年間貸し付けるものです。

なお、養成機関を卒業した日から1年2ヶ月以内に、取得した資格が必要な業務（以下「業務」という。）に就き、通算5年間業務に従事することで、貸し付けた全額の償還が免除となります。

※高等職業訓練促進給付金とは・・・

養成機関において1年以上の修業を必要とする国家資格（一部県知事免許を含む）を取得する際に、正規の修業期間のうち4年を上限に、月額最大10万円を給付する制度。修業期間の最後の12月は4万円増額支給。



### ～貸付けを申請する前に必ずお読みください!～

この制度は、ひとり親家庭の経済的自立の支援を目的とした貸付けであるため、償還免除となる条件を満たさない場合には、貸し付けた額の全部又は一部をお返しいただきます。

養成機関の卒業後、もしくは免許取得後に、業務に従事する意思があるのか、また、償還免除に必要な従事期間以上勤めることができるのか、申請前に十分ご検討ください。

## 1. 貸付対象者

貸付対象者は、本市に在住するひとり親家庭の親であって、次の条件を全て満たす方とします。

- (1) 高等職業訓練促進給付金の支給決定を受けている方
- (2) 養成機関の卒業後、業務に従事しようとしている方
- (3) 過去に、訓練促進資金の貸付けを受けたことがない方

※ 養成機関や病院独自の奨学金のほか、千葉県社会福祉協議会の修学資金等貸付や、柏市の母子父子寡婦福祉資金貸付（技能習得資金）も併用することができます。

## 2. 対象資格

対象となる資格は次の4資格とします。

看護師，准看護師，保育士，介護福祉士

※ 上記以外の資格取得のため、高等職業訓練促進給付金を受給している若しくは受給申請予定で、本貸付制度を希望のかたは、別途ご相談ください。

## 3. 貸付額

月額50,000円以内とします。

※ 1 1,000円単位での貸付けが可能です。

※ 2 決定後の額変更はできかねますので、よく考えた上で決定してください。

## 4. 利子

連帯保証人を立てる場合は無利子，立てられない場合には有利子（年利1.0%）とします。

※ 償還となった場合、元利金等方式により利子が算出されます。

## 5. 貸付方法

振込みは毎月実施し、対象月の翌月末日に借受人本人の指定口座へ振込みます。

※ 1 毎月、在籍状況申立書の提出が必要です。4・7・10・

1 月分には在学証明書を添付していただきます。

- ※ 2 月の末日が土，日，祝祭日の場合は，直前の平日に振込みます。
- ※ 3 入学年度の 4 月分のみ，4 月末日での振り込みが可能な場合があります。ご希望の方はお早めにご相談ください。
- ※ 4 書類の提出状況により，振込みが遅れる場合があります。
- ※ 5 振込みの通知は行いませんので，各自，通帳記入により入金を確認してください。

## 6. 貸付期間

貸付期間は，正規の修学期間のうち 3 年間を限度とし，貸付申請をした月から養成機関を卒業する月までとします。

- ※ 休学，留年，停学中は貸付けを一時停止し，復学，進級，停学処分が解除された場合は貸付けを再開します。

## 7. 償還の免除

本市に居住し，かつ，住民基本台帳に記載のある方であって，養成機関を卒業した日から 1 年 2 ヶ月以内に，業務に従事し，通算 5 年間従事すると，貸し付けた額の全部が免除されます。

- ※ 業務の従事期間が通算 5 年間に満たない場合でも，従事期間に応じて一部免除を受けることができます。

## Ⅱ．貸付申請から決定について

### 1．貸付けの申請

訓練促進資金を利用される方は、原則としてこども福祉課窓口にて事前相談（制度案内・収支状況確認）が必要です。

事前相談後、申請に必要な書類等の案内を行い、養成機関への入学後に申請となります。

#### 【事前相談に必要な書類】

- ① 養成機関のカリキュラム及び学費の明細がわかるもの
- ② 収支状況調査票（光熱水費等の家計の状況がわかるもの）

#### 【申請に必要な書類】

- ③ 貸付申請書
  - ④ 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
  - ⑤ 申請者の世帯全員の住民票の写し
  - ⑥ 申請者の所得証明書（所得・扶養人数・税額・控除額の記載があるもの）
  - ⑦ 在学証明書
  - ⑧ その他必要と認められる書類（金融機関の通帳の写し、養成機関のカリキュラムの写し、学費明細の写し）
- <連帯保証人を立てる場合に追加で必要な書類>

- ⑨ 連帯保証人の住民票の写し
  - ⑩ 連帯保証人の所得証明書
- ※ 1 児童扶養手当やひとり親家庭等医療費等助成を受けている場合には、⑤⑥を省略することができます。
- ※ 2 柏市在住の場合は⑤⑥⑨⑩を省略できます。
- ※ 3 所得証明書は、前年（1～7月の申請の場合は前々年）に関する証明書を提出してください。
- ※ 4 申請者及び連帯保証人が押印する印鑑は、印鑑登録をしている印鑑（実印）を押印してください。

## 2. 連帯保証人の選任

申請の際には、原則として連帯保証人を立てていただきます。

※1 連帯保証人は、成年で独立した生計を営む者としてください。

※2 連帯保証人には**催告の抗弁権及び検索の抗弁権が無いこと**を理解し、よく話しあった上で選任してください。

## 3. 申請書類の提出先

こども福祉課窓口（柏市役所本庁舎別館3階）にて受付いたします。

やむを得ない理由により、こども福祉課窓口での申請が困難な場合は、郵送による受付を可とします。その場合は、必ず事前にこども福祉課担当職員の下承を得てください。

## 4. 貸付決定

提出書類による審査の上で、貸付けの可否を決定し、通知書にてお知らせします。

※ 書類の審査にあたり、連帯保証人に対し、申請内容及び連帯保証人の承諾の有無を確認します。

## 5. 貸付契約

貸付決定した場合は、貸付決定通知書と一緒に促進資金借用書（以下「借用書」という。）を送付しますので、必要事項を記入し、印鑑登録証明書の原本（借受人・連帯保証人分）と併せて、貸付決定通知書で指定された日までにこども福祉課に提出してください。

※1 貸付決定後、借用書と印鑑登録証明書が提出され、貸付契約を締結した後に貸付金の振込みを行います。

※2 借受人及び連帯保証人が押印する印鑑は、印鑑登録をしている印鑑（実印）を押印してください。



### Ⅲ. 養成機関在学中の諸手続きについて

#### 1. 毎月提出が必要な書類

該当月の「在籍状況申立書」を翌月10日までに提出してください（郵送可）。

また、支給対象月が4月・7月・10月・1月のときは、在籍状況申立書に「在学証明書」を添えて提出してください。

※1 4月分については、提出期日を5月20日とします。

※2 卒業月は、在学証明書に替えて卒業証明書を提出していただくとともに、償還猶予の申請が必要となります。詳しくは「Ⅵ. 償還の猶予について」を参照してください。

#### 2. 随時提出が必要な書類

次の事由が生じた場合には、速やかにこども福祉課に連絡するとともに、必要な書類を提出してください。

【借受人に関する変更】＜提出書類：変更事項等届出書＞

- ① 氏名，住所その他の事項を変更したとき
- ② 休学または復学したとき
- ③ 留年または進級したとき
- ④ 停学または停学処分が解かれたとき
- ⑤ 退学したとき
- ⑥ 訓練促進資金を受ける資格を喪失したとき
- ⑦ 訓練促進資金を必要としなくなったとき

※1 ②～⑤の場合，事由を証する書類を添付してください。

なお，休学，留年，停学中は貸付けを一時停止します。

※2 ⑤，⑥の場合，それまでに貸し付けた額を償還していただきますので，詳しくは「Ⅷ. 償還について」を参照してください。

※3 ⑦の場合，貸付けが取り消された後も引き続き在学する場合には，償還の猶予が受けられますので，詳しくは「Ⅵ. 償還の猶予について」を参照してください。

【連帯保証人に関する変更】＜提出書類：変更事項等届出書＞

⑧ 氏名，住所その他の事項を変更したとき

【連帯保証人の変更】＜提出書類：連帯保証人変更申請書＞

※1 連帯保証人を変更する場合，新しい連帯保証人の住民票の写し及び所得証明書も提出してください。

※2 連帯保証人変更申請の承認後，新しい連帯保証人から借用書，印鑑登録証明書を提出していただきます。

## IV. 養成機関卒業時～業務従事時の諸手続きについて

### 【養成機関の卒業時】

養成機関の卒業後は、速やかに次の書類を提出してください。

- ・ 猶予申請書（新規）
- ※ 1 卒業後、償還の免除を受けようとする場合は、卒業時に償還猶予申請が必要となりますので、詳しくは「VI. 償還の猶予について」を参照してください。
- ※ 2 卒業時に対象資格の試験に合格しておらず、次年度に再受験する方も、償還猶予の申請を行ってください。
- ※ 3 卒業後、取得した資格が必要な資格（保健師、助産師等）の取得のために引き続き進学する方も、償還猶予を行ってください。

### 【業務の従事開始時】

業務の従事開始後は、速やかに次の書類を提出してください。

- ① 雇用証明書
- ② 対象資格の免許証の写し
- ※ 1 雇用証明書は、業務に従事していることを証明するものに限ります。
- ※ 2 養成機関の卒業後1年2ヶ月以内に書類の提出が無かった場合は、貸し付けた全額を償還していただきます。

## V. 業務従事後の諸手続きについて

### 1. 1年毎に提出が必要な書類

猶予申請書（継続）に，前回の申請から翌3月末までにおける業務の従事やその他の状況を証する書類を添えて，毎年4月中に提出してください。

※1 状況を証する書類について，詳しくは「VI. 償還の猶予について」を参照してください。

※2 償還猶予期間中における業務の従事期間に応じて，全部又は一部の償還免除を受けることが可能です。業務の従事期間の考え方と合わせて，詳しくは「VII. 償還の免除について」を参照してください。

### 2. 随時提出が必要な書類

次の事由が生じた場合には，速やかにこども福祉課に連絡するとともに，必要な書類を提出してください。

【借受人に関する変更】＜提出書類：変更事項等届出書＞

- ① 氏名，住所その他の事項を変更したとき
- ② 休職または復職したとき
- ③ 停職または停職処分が解かれたとき
- ④ 離職または再就職したとき
- ⑤ 訓練促進資金を受ける資格を喪失したとき

※1 ②～④の場合は，事由を証する書類も提出してください。

※2 ⑤の場合は，償還の手続きが必要となりますので，詳しくは「VIII. 償還について」を参照してください。

【連帯保証人に関する変更】＜提出書類：変更事項届出書＞

- ⑥ 氏名，住所その他の事項を変更したとき

【連帯保証人の変更】＜提出書類：連帯保証人変更申請書＞

※1 連帯保証人を変更する場合，新しい連帯保証人の住民票の写し及び所得証明書も提出してください。

※ 2 連帯保証人変更申請の承認後、新しい連帯保証人から借用書、印鑑登録証明書を提出していただきます。

## VI. 償還の猶予について

### 1. 償還猶予期間

償還の猶予を受けられる期間は、初回の猶予決定から最長10年とし、卒業後は毎年4月中に償還猶予の申請をすることにより、1年単位で償還の猶予を継続することができます。

※ 郵送申請可ですが、猶予期間における従事状況等に複数回の変化が生じている場合には、事情を詳しく伺うことがあります。

### 2. 償還猶予対象

次のいずれかに該当するときは、その事由が継続する期間、償還を猶予することができます。

(1) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、次のいずれかに該当するとき。

ア 養成機関を卒業した日から1年2ヶ月以内に業務に従事しようとしているとき。

イ 償還の免除に該当する従事期間を満たすまでの期間、業務に従事しているとき。

ウ 業務従事後、離職をしているとき。(ただし離職期間が1年を超えた場合は償還となります。)

エ 訓練促進資金を必要としなくなったために貸付けの取消しを受けた後、引き続き在学しているとき。

オ 養成機関を卒業後、取得した資格が必要な資格(保健師、助産師等)を取得するために引き続き進学しているとき。

(2) 災害、疾病等の理由により、促進資金の償還が困難と認められるとき。

### 3. 提出書類

① 猶予申請書

② 次に掲げる添付書類

※ 1 (1)アに該当する場合は、業務従事後に、雇用証明書及び対象資格の免許証の写し

- ※ 2 (1)イに該当する場合は、雇用証明書
- ※ 3 (1)ウに該当する場合は、離職日を証する書類（離職中に求職活動をする場合には、求職活動等証明書）
- ※ 4 (1)エ及びオに該当する場合は、在学証明書
- ※ 5 (2)に該当する場合は、その事実を証する書類（り災証明、病院の診断書等）

## Ⅶ. 償還の免除について

### 1. 償還免除対象

償還の猶予が継続している期間内に，業務従事期間が通算5年に達したときは，貸し付けた全額の償還免除を受けることができます。

※ 1 通算5年に満たない場合であっても，従事期間に応じて貸し付けた額の一部を免除することができます。

※ 2 借主が死亡した場合，借主の債務は免除され，償還未済額は，連帯保証人の責任のもとお支払いいただくこととなります。

### 2. 提出書類

① 免除申請書

② 通算の業務従事期間を証する書類

※ 一部免除を受ける場合には，同時に償還の手続きも必要となるため，詳しくは「Ⅷ. 償還について」を参照してください。

### 3. 業務の従事期間

業務の従事期間は月を単位とし，次のいずれかに該当する場合は，業務の従事期間として算入することができます。

① 業務における1週間あたりの所定労働時間が20時間以上で，かつ，実際に従事している月。

② 離職日から1年以内であり，求人応募やハローワークでの職業相談により，月2回以上の求職活動実績がある月。

※ 離職日から1年以内に業務に再就職しなかった場合には，訓練促進資金を償還していただきます。詳しくは，「Ⅷ. 償還について」を参照してください。

### 4. 免除額の計算

従事期間が5年に満たない場合の免除額は，貸し付けた総額に業務の従事期間にあたる月数を乗じて（掛けて）得た額を，60月で除して（割って）得た額とします。なお，1円未満の



端数が生じたときは，切り捨てるものとします。

$$(\text{免除額}) = (\text{貸し付けた額}) \times (\text{従事月数}) \div 60$$

#### 5. 申告の義務

本資金は課税対象所得であるため，償還の免除が発生した場合には，免除となった額について所得の申告が必要となります。

## VIII. 償還について

### 1. 償還対象

- (1) 柏市民でなくなったとき
- (2) 在学中にひとり親でなくなったとき
- (3) 養成機関を退学したとき
- (4) 卒業年度に資格試験に合格できず、翌年の試験でも合格できなかったとき
- (5) 養成機関の卒業後1年2ヶ月以内に業務に従事できなかったとき
- (6) 業務を離職し、1年以内に業務に再従事できなかったとき
- (7) 通算5年の業務従事期間を満たす前に市外に転出したとき
- (8) 猶予期間が経過したとき
- (9) 借主が死亡した場合で、連帯保証人を立てているとき

### 2. 償還方法

市が発行する納付書によって、年賦、半年賦、月賦のいずれかの方法で償還していただきます。なお、繰り上げて償還することができます。

### 3. 償還期間

貸し付けた期間（月単位）の4倍の期間で償還していただきます。なお、償還事由が発生した日の属する月の翌月末から償還していただきます。

※ 遡って償還事由が発覚した場合、延滞利子の計算上の起算日も遡ります。

### 4. 償還計画確約書の提出

償還事由が発生した場合は、速やかに償還計画書を提出していただく必要がありますので、こども福祉課までご連絡ください。

※ 貸し付けた期間の4倍の期間を超える償還計画は認められません。

## 5. 利子

連帯保証人を立てない場合の利子は、年1.0%とします。償還事由が発生した日の属する月の翌月1日を起算日として、元利均等方式により利子を算出します。

## 6. 延滞利子

指定された納期限までに償還していただけない場合には、納期限日を起算日として、実際に償還があった日までの日数に応じて、延滞利子が発生します。

※ 延滞利子は民法の定める法定利率により変動します（平成29年4月から令和2年3月までは年5%。令和2年4月からは年3%です）。

※ 発生した延滞利子に対する更なる延滞利子は発生しません。

## IX. 提出先及び問い合わせ先

〒277-8505

千葉県柏市柏五丁目10番1号

柏市役所 こども部 こども福祉課

給付・支援担当

TEL : 04-7167-1595 (直通)

FAX : 04-7162-1077

## X. 申請・届出等様式一覧

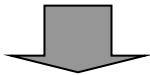
No.	様式名称
1	貸付申請書
2	貸付決定通知書
3	貸付不承認決定通知書
4	促進資金借用書
5	在籍状況申立書
6-1	変更事項等届出書（氏名，住所等）
6-2	変更事項等届出書（在学状況）
6-3	変更事項等届出書（在職状況）
6-4	変更事項等届出書（貸付資格喪失）
6-5	変更事項等届出書（貸付辞退）
7	借受人死亡届
8	連帯保証人変更申請書
9	連帯保証人変更承認通知書
10	償還計画書
11	猶予申請書（新規・継続）
12	償還猶予可否決定通知書
13-1	雇用証明書
13-2	求職活動等証明書
14	免除申請書
15	償還免除可否決定通知書

## XI. 基本的な流れについて（フローチャート）

### 1. 貸付申請から貸付交付（初回）までの流れ

#### 事前相談

- ・ 制度案内，収支確認



#### 貸付申請

- ・ 必要書類をこども福祉課に提出（4ページ参照）



#### 審査及び貸付決定

- (1) 柏市は貸付けの可否を決定
- (2) 貸付けの可否を柏市から申請者に通知
  - ① 貸付決定の場合：「貸付決定通知書」と「借用書」送付
  - ② 貸付不決定の場合：「貸付不承認決定通知書」送付



（以下，貸付決定の場合のみ）

#### 契約

- ・ 貸付決定者は柏市に以下の書類をこども福祉課に提出
  - ① 促進資金借用書
  - ② 印鑑登録証明書



#### 訓練促進資金の交付（初回）

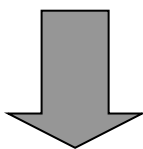
- ・ 借受人指定の口座に貸付金を振込み

## 2. 養成機関在学中の貸付交付（2回目以降）の流れ

### ※ 高等職業訓練促進給付金と同様

（4月・7月・10月・1月下旬）

・ 月下旬の日付の在学証明書を取得



（毎月、支給対象月の翌月10日）必着

・ 以下の書類をこども福祉課に提出（郵送可）

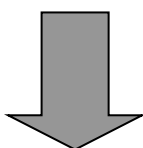
① 在籍状況申立書

② 在学証明書（4月・7月・10月・1月のみ）

※ 在学証明書は高等職業訓練促進給付金と合わせて1通提出

※ 5月は20日までに提出

※ 卒業時には在学証明書の代わりに卒業証明書を提出



（翌月末日）※土日、休日の場合は直前の営業日

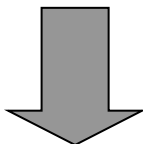
・ 借受人指定の口座に振込み

### 3. 貸付後の流れ（償還猶予・償還免除）

#### 【償還猶予の場合】

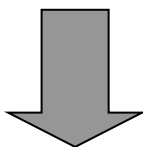
##### 償還猶予申請（新規）（卒業後，速やかに）

- ・卒業後，償還猶予申請書をこども福祉課に提出



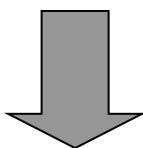
##### 償還猶予決定

- ・柏市が償還猶予の可否を決定し，借受人に通知



##### 資格免許交付後，業務に従事

- ・以下の書類をこども福祉課に提出（郵送可）
  - ① 雇用証明書
  - ② 資格免許の写し



##### 償還猶予申請（継続）（毎年4月中）

- ・以下の書類をこども福祉課に提出
  - ① 償還猶予申請書
  - ② 雇用証明書等
  - ③ 資格免許の写し

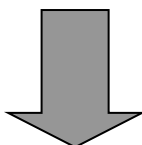


## 【償還免除の場合】

※ 免除された額は，原則として一時所得の扱いとなりますので，各自御確認の上，確定申告等の必要な手続きを行ってください。

### 償還免除申請

- ・ 以下の書類をこども福祉課に提出
  - ① 償還免除申請書
  - ② 業務従事期間を証する書類



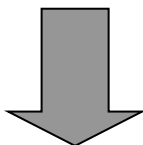
### 償還免除決定

- ・ 柏市が償還免除の可否を決定し，借受人に通知

#### 4. 償還事由が発生した場合の流れ

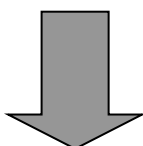
##### こども福祉課へ連絡

- ・ 償還事由が発生した場合は，速やかにこども福祉課に連絡



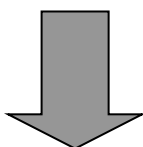
##### 償還計画の提出

- ・ 償還計画確約書を作成し，こども福祉課に提出
- ※ 貸し付けた期間の4倍に相当する期間を上限とします。



##### 償還開始（償還事由が発生した月の翌月末から）

- ・ 柏市から納付書を借受人に送付
- ・ 借受人は償還計画どおりに貸付金を償還
- ※ 納期限を過ぎると年5%の延滞利子が発生します



##### 償還完了

- ・ 柏市から借受人に償還完了通知を送付し，借用証書及び印鑑登録証明書を返却





柏市役所こども福祉課

(住所)

〒277-8505

柏市柏五丁目10番1号

(連絡先)

04-7167-1595